令 和 5 年 度

土岐市一般廃棄物処理実施計画

土岐市環境センター
土岐市衛生センター

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第６条第１項及び土岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和５５年土岐市条例第１０号）第２条第１項の規定により定めるものとする。

基本方針

１．生活系一般廃棄物は、排出者が自らの責任において適正に処理できるもの以外は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「法」という。）及び土岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和５５年土岐市条例第１０号。以下「条例」という。）の定めるところにより、市又は法第７条第１項に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）が処理する。

２．事業系一般廃棄物は、事業者が自らの責任において適正に処理できるもの以外は、法、条例の定めるところにより、市のごみ処理施設への直接搬入又は許可業者に委託する。

３．一般廃棄物の排出者は、分別等を行うことによりごみの減量化・資源化に努める。

４．産業廃棄物は、事業者が自らの責任において適正に処理することを原則としているが、事業者の直接搬入に限り、法第１１条第２項の規定により、一般廃棄物の処理に支障をきたさない範囲において容易に処理できると認めた廃棄物をあわせ処理することができる。

１　ごみ処理計画

《１》計画策定諸元

人口及び世帯数　　２４,７４１世帯　５５,８４２人（令和５年１月１日現在）

（１）排出量（処理必要量）

① 生活系一般廃棄物		
可燃物（焼却処理するごみ）		９,５６０ｔ／年
不燃物（埋立処分するごみ）	管理型処分	５３６ｔ／年
	安定型処分	２０９ｔ／年
粗大ごみ（大型のごみ）	焼却処理	３４７ｔ／年
	管理型処分	６ｔ／年
資源物（資源化再利用対象品目）		１,９３２ｔ／年
小　計		１２,５９０ｔ／年
② 事業系一般廃棄物		
可燃物（焼却処理するごみ）		４,９５２ｔ／年
不燃物（埋立処分するごみ）	管理型処分	８３２ｔ／年
	安定型処分	１１０ｔ／年
資源化（刈り草・剪定枝等堆肥化）		７１１ｔ／年
小　計		６,６０５ｔ／年
合　計		１９,１９５ｔ／年

《２》処理主体

（１）区分別処理主体

①生活系一般廃棄物	排出者自らによる直接搬入又は市の直営事業による収集運搬若しくは許可業者が収集運搬し、市が処理処分する。
②事業系一般廃棄物	排出者自らによる処理又は排出者若しくは許可業者が収集運搬し、市が処理処分する。
③家電リサイクル法対象機器（法定５品目）	引取義務品は小売業者等が引取り、指定引取場所へ運搬し、再商品化業者へ引渡しする。 引取義務外品は排出者又は許可業者が指定引取場所へ運搬し、再商品化業者へ引渡しする。
④処理困難な一般廃棄物（処理困難物）	排出者が引取業者へ依頼し、引受けをする業者等は、自らによる適正処理又は製造業者等へ資源化再利用を含む適正処理のため引渡す。
⑤特別管理一般廃棄物	
⑥有害廃棄物等（有害ごみ）	
⑦特殊な一般廃棄物	
⑧小動物の死体	道路等の公共施設において、無主物たる小動物の死体を発見した場合は、速やかに市へ通報し、市は清掃業務の範疇において適切な処理を行う。

（２）種類別処理主体

①可燃物（焼却処理するごみ）	市は搬入された全量を市の施設で焼却処理し、焼却残渣等については全量を市の施設で埋立処分する。（刈り草・枝葉については、必要に応じて堆肥化する。）
②不燃物（埋立処分するごみ）	市は搬入された全量を市の施設で埋立処分する。
③粗大ごみ（大型ごみ）	市は搬入された全量のうち、可燃物・不燃物に分別し、市の施設で焼却処理・埋立処分する。
④刈り草・剪定枝等堆肥化	市は搬入された可燃物のうち、必要に応じて刈り草・剪定枝等の堆肥化を実施し、広く市民に提供する
⑤資源物（資源化再利用対象品目）	市は収集運搬された全量を市の施設で分別基準に沿って選別・中間処理を行い、適切な保管をし、土岐市資源化再利用同業者組合へ資源化再利用原料として引渡すほか、容器包装リサイクル法に基づく指定法人へ引渡し、再商品化を図る。
⑥家電リサイクル法対象機器	引取りを求められた販売業者又は収集運搬依頼を受けた許可業者は、指定引取場所へ運搬し、製造業者は家電リサイクル法の規定により再商品化を行う。
⑦使用済パーソナルコンピューター	資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第４８号）に基づき製造業者及び輸入販売業者が行う自主回収・再資源化に協力するため排出者自らが回収手続きを行い処分する。
⑧消火器	（一社）日本消火器工業会が実施する消火器リサイクル対象品については、消火器販売店に引取依頼若しくは、消火器リサイクル推進センターの指定する方法により処分する。

《３》減量化等

（１）排出抑制の方法

減量化・資源化再利用への意識の向上を重点にした一般廃棄物の排出抑制のための対策は次のとおりとする。

① 市民の役割	日用品、食料品、衣料品、電化製品等の衣・食・住に係る物品の調達を行う際、耐久性に優れた物品の選択や修理等により長期使用に心がけ、廃棄物の発生を抑制するとともに、再生品の使用や不用品の再利用等に積極的に取り組み、生ごみ処理機等による自己処理や、資源物回収をはじめとするごみ減量化事業に積極的に協力するものとする。
② 事業者の役割	事業活動に伴って発生した廃棄物は、自らの責任において適正に処理するとともに、廃棄物の発生抑制に積極的に取り組むものとする。
③ 市の役割	廃棄物の発生抑制や再利用に向け必要な措置を講ずることに努めるものとし、生ごみ堆肥化・減量化、資源化等に対する助成措置を講ずるものとする。

（２）減量化の方策

市における廃棄物減量化の方策は、資源物回収を行い、再資源化を図るものとする。

資源物回収計画

市は直営事業により一般廃棄物のうち指定した資源物を計画的に分別回収し、その全量を分別基準に沿って選別・中間処理を行い、適切な保管をし、土岐市資源化再利用同業者組合へ資源化再利用原料として引渡すほか、容器包装リサイクル法に基づく指定法人へ引渡し、再商品化委託を行う。

◎直営回収資源物（８種類 15 品目）

資源物区分	排出者による分別区分	回収方式
① 紙類	新聞・雑誌・ダンボール・牛乳パック・雑紙	拠点回収 資源集積場 (508 ヶ所)
② 缶類	アルミ缶・スチール缶混合	
③ 繊維類	衣類・その他ぼろ等繊維混合	
④ 雑びん類	無色・茶色・その他の色	
⑤ ﾘﾀｰﾅﾌﾞﾙびん類	1.8ﾘｯﾄﾙびん・ﾋﾞｰﾙびん・ｼﾞｭｰｽびん混合	
⑥ プラスチック類	ペットボトル	
	食品トレイ	拠点回収 (8 ヶ所)
⑦ 廃食用油	1.8ﾘｯﾄﾙびん、ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ等蓋付容器で排出	拠点回収 (50 ヶ所)
⑧ 電池類	電池類全般混合	拠点回収 (8 ヶ所)

◎施設内分別保管区分（10 種類 23 品目）

資源物区分	保管区分		資源化出荷方法
①紙類	新聞・雑誌(雑紙)・段ボール・牛乳パック	４品目	独自ルート
②缶類	アルミ缶・スチール缶	２品目	
③繊維類	衣類、その他ぼろ等繊維混合	１品目	
④雑びん類	無色・茶色・その他の色	３品目	
⑤リターナブルびん類	1.8ﾘｯﾄﾙびん・ビールびん・ジュースびん	３品目	
⑥プラスチック類	ペットボトル	１品目	指定法人ルート
	食品トレイ、発泡スチロール	１品目	独自ルート
⑦転写紙	転写紙	１品目	
⑧廃食用油	蓋付容器で排出	１品目	
⑨金属類	粗アルミ・粗鋼鉄・ステンレス･非鉄類	４品目	
⑩有害ごみ	電池類・蛍光灯	２品目	

《４》収集運搬計画

（１）収集運搬量

①市直営収集量	
可燃物（焼却処理するごみ）	９，００９ｔ／年
不燃物（埋立処分するごみ）	５３３ｔ／年
不燃粗大ごみ（大型のごみ）	５ｔ／年
資源物（資源化再利用対象品目）	１，７８５ｔ／年
小　　計	１１，３３２ｔ／年
②収集運搬許可業者収集量	
可燃物（焼却処理するごみ）	
（株）橋本	２，３９３ｔ／年
（株）愛幸商店	７７８ｔ／年
（有）ダイセン	６９４ｔ／年
衛藤産業（株）	３７０ｔ／年
小　　計	４，２３５ｔ／年
不燃物（埋立処分するごみ）	
（株）橋本	３ｔ／年
（株）愛幸商店	１７ｔ／年
（有）ダイセン	６８ｔ／年
衛藤産業（株）	８ｔ／年
小　　計	９６ｔ／年
合　　計	１５，６６３ｔ／年

（２）収集運搬区域

①市直営収集	市内全域（生活系一般廃棄物）
②収集運搬許可業者	市内全域（収集運搬依頼を受けた事業系一般廃棄物及び一時多量の生活系一般廃棄物）

（３）収集回数

①市直営収集	可　燃　物	週２回（原則として土・日曜日、年末年始除く）
	不　燃　物	月２回（原則として土・日曜日、年末年始除く）
	粗大ごみ	月１回（事前予約制）
	資　源　物	月１回（廃食用油は第５水曜日　年３～４回）
②収集運搬許可業者	随時	

（４）収集方法及び排出方法

①市直営収集	一般廃棄物	定日・定位置によるステーション分別回収方式
	可　燃　物	焼却処理する物以外の物が混入しないように分別するとともに、廃棄物が飛散流出しないように指定ごみ袋を使用し、定められた日時に集積場所へ排出する。
	不　燃　物	埋立処分する物以外の物が混入しないように分別するとともに、廃棄物が飛散流出しないように指定ごみ袋を使用し、定められた日時に集積場所へ排出する。なお、ガラス、刃物等取扱いが危険な場合は、安全措置を施したうえで排出する。
	資　源　物	指定された分類に分別して、定められた日時に集積場所へ排出する。
	粗大ごみ	事前に申込みをした物（不燃性に限る。）について、１点（１組）につき粗大ごみシール１枚を貼付し、排出者名を明示のうえ、定められた日時に集積場所に排出する。
②収集運搬許可業者	一般廃棄物	事業系一般廃棄物及び一時多量の生活系一般廃棄物について、排出者からの依頼に応じて随時戸別収集する。
	家電リサイクル法対象機器	家電リサイクル対象機器のうち義務外品について、排出者からの依頼に応じて随時戸別収集する。 （排出者自らによるリサイクル手続きが必要）

（５）市直営収集日程

地　　区	可燃物	不燃物	資源物	粗大ごみ
泉　　町	月曜日 木曜日	第２・第４金曜日	第１水曜日	予約申込み制 受付期間 毎月１日から １４日まで
土岐津町		第１・第３金曜日	第２水曜日	
肥田町		第２・第４火曜日		
鶴里町	火曜日 金曜日	第１・第３月曜日	第３水曜日	
曽木町				
駄知町		第１・第３木曜日		
下石町		第２・第４月曜日	第４水曜日	
妻木町		第２・第４木曜日		

※廃食用油は第５水曜日

※年末年始（2023 年１２月３０日（土）～１月３日（水））は収集業務は行わないものとする。

（６）市直営収集集積場所数

地　　区	可 燃 物	不 燃 物	資 源 物	粗大ごみ	廃食用油
土岐津町	１４９	１４７	８２	８２	６
下 石 町	８９	８８	５８	５８	３
妻 木 町	８０	７７	５１	５１	３
鶴 里 町	２２	２１	１４	１４	４
曽 木 町	１３	１３	１１	１１	２
駄 知 町	１５７	１５１	９５	９５	８
肥 田 町	８４	８１	５１	５１	５
泉　　町	２８８	２８５	１４６	１４６	１９
合　　計	８８２	８６３	５０８	５０８	５０

（７）市直営収集運搬車両

収集運搬車両	台　　数
パッカー車両	１３台（回転式９台、圧縮式４台）
普通貨物車両	４台（パワーゲート車３台、ダンプ車１台）
小型貨物車両	１台
軽ダンプ車両	１台

《５》処理処分計画

（１）処理処分方法

市の直営事業又は事業者若しくは一般廃棄物収集運搬許可業者により収集運搬された廃棄物の全量を市の施設において、種類・区分に応じて焼却処理、埋立処分等適正処理を行うものとする。

（２）中間処理（焼却）計画

１.焼却施設概要

施設名称　　土岐市環境センター

所 在 地　　土岐市泉町久尻１５３２－１－１

焼却施設	
処理方式	三機式機械化バッチ焼却炉（揺動ロストル方式）
処理能力	７０ｔ／８時間（２３.３ｔ×３炉）

２.焼却処理量

① 生活系一般廃棄物	９,９０７ｔ／年
② 事業系一般廃棄物	４,９５２ｔ／年
③ 産業廃棄物（あわせ処理）	５７７ｔ／年
合　　計	１５,４３６ｔ／年

３.焼却残渣発生量

① 焼却灰	１，５３０ｔ／年
② 飛　灰	３４８ｔ／年
合　　計	１，８７８ｔ／年

（３）資源化計画

１．資源物中間処理設備等

缶類自動選別プレス機	アルミ缶 1.5ｔ／５ｈ、スチール缶 10ｔ／５ｈ
ペットボトル減容・結束機	300 kg／１ｈ
ストックヤード	紙・繊維類 325 ㎡、ｶﾚｯﾄ 150 ㎡、ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ・ｽﾁﾛｰﾙ 120 ㎡
重機車両等	ﾘｰﾁﾛｰﾀﾞｰ（WR8-1）１台、ｼｮﾍﾞﾙﾛｰﾀﾞｰ（4SD10）１台 フォークリフト１台（R５年度購入予定）

２．資源化中間処理量（資源化出荷量）

① 紙類（牛乳パック類含む）	1,２０５ｔ／年
② 金属類（缶類）	１１０ｔ／年
③ 繊維類	１４９ｔ／年
④ ビン類	３０４ｔ／年
⑤ ペットボトル	１１７ｔ／年
⑥ 発泡スチロール・食品トレイ	３ｔ／年
⑦ 転写古紙	２８ｔ／年
⑧ 廃食用油	２ｔ／年
⑨ 有害ごみ（電池類等）	６ｔ／年
⑩ 刈草・枝葉等堆肥化	７１１ｔ／年
⑪ 最終処分場再分別	１０７ｔ／年
合　　計	２，７４２ｔ／年

（４）最終処分計画

１.施設概要

施設名称　　土岐市最終処分場
所 在 地　　土岐市泉町久尻字長湫及び字滝ヶ洞地内
全体面積　　１５３，０００㎡

２.最終処分場（埋立場）〔残余容量は令和元年度調査による〕

区　　分	管理型最終処分場	安定型最終処分場	合　　計
埋立場面積	５２，５００㎡	５６，５００㎡	１０９，０００㎡
埋立場容量	５３２，０００㎥	３７５，０００㎥	９０７，０００㎥
残 余 容 量 （令和５年２月末現在）	２２３，１５１㎥ （41.9%）	２１０，８１４㎥ （56.2%）	４３３，９６５㎥ （47.8%）

３.浸出液処理施設

処理能力	２１４m^3／日（最大７８６m^3／日）
処理方式	接触曝気式生物処理＋凝集沈殿＋砂ろ過＋消毒

４．埋立処分用車両

トラッシュコンパクター	１台
パワーショベル	２台
その他車両（場内車）	２台（ユニック付４ｔ貨物、普通車）

５.埋立計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号）第３条の規定による「処分基準」に基づき、不燃性廃棄物の種類に応じて管理型又は安定型埋立施設にて処分する。

６.埋立方法

重機等により粉砕転圧し、覆土を用いてサンドイッチ工法による埋立処分とする。

７.管理型最終処分場埋立量

① 生活系一般廃棄物	５４２ｔ／年
② 事業系一般廃棄物	８３２ｔ／年
③ 産業廃棄物（あわせ処理）	２,８３１ｔ／年
④ 焼却残渣	１,８７８ｔ／年
⑤ 再分別（資源化）	△４０ｔ／年
小　　計	６,０４３ｔ／年
⑥ 覆　　土（埋立量の 20%）	１,２０９ｔ／年
合　　計	７,２５２ｔ／年

８.安定型最終処分場埋立量

① 生活系一般廃棄物	２０９ｔ／年
② 事業系一般廃棄物	１１０ｔ／年
③ 産業廃棄物（あわせ処理）	２,４９６ｔ／年
④ 再分別（資源化）	△６７ｔ／年
小　　計	２,７４８ｔ／年
⑥ 覆　　土（埋立量の 20%）	５５０ｔ／年
合　　計	３,２９８ｔ／年

《６》その他必要事項

（１）処理手数料及び処理費用

１.一般廃棄物処理手数料

種　別	排出形態	取扱区分	単　　位	手数料
一般廃棄物	生活系	搬入されたものの処分	50kg までごとに	２００円
		指定ごみ袋により廃棄されたものの収集、運搬及び処分	ごみ袋（大）20 枚入り	９００円
			ごみ袋（中）20 枚入り	７００円
			ごみ袋（小）20 枚入り	３００円
		市が指定する粗大ごみシールを添付して廃棄された不燃性粗大ごみの収集、運搬及び処分	市が指定する粗大ごみシール１枚につき	５００円
		し尿の収集、運搬及び処分	18ℓ までごとに	２００円
	事業系	搬入されたものの処分	50kg までごとに	３００円

※備考　搬入された一般廃棄物の重量が、0.5 ㎥当たり 100 ㎏以下のときは、0.5 ㎥までごとに 100 ㎏として計算する。

２.産業廃棄物処理費用

種　別	取　扱　区　分	単　位	費　用
産業廃棄物	搬入されたものの処分	50kg までごとに	５００円

※１　産業廃棄物の重量が、0.5 ㎥当たり 100 ㎏以下のときは、0.5 ㎥までごとに 100 ㎏として計算する

２　本市以外に本店及び主たる事業所を有する法人（これに準ずる個人事業者を含む。）が本市内の事業所から排出する産業廃棄物の費用の額は、この表の費用の欄に掲げる額の 2 倍に相当する額とする。

（２）市指定ごみ袋及び粗大ごみシール

１.指定ごみ袋

種　類	材　　質	サ　　イ　　ズ
大	高密度ポリエチレン製（濃度 1.5％半透明グリーン）	H800mm×W650mm×厚 0.024mm
中		H800mm×W500mm×厚 0.024mm
小		H800mm×W400mm×厚 0.024mm

２.粗大ごみシール

材　　質	サ　　イ　　ズ
紙製（２色刷り）	H148mm×W105mm

３.取扱店

地　　区	設置数	地　　区	設置数	地　　区	設置数
土岐津町	１４（６）	鶴 里 町	２（１）	肥 田 町	８（４）
下 石 町	１３（３）	曽 木 町	２（１）	泉　　町	１６（７）
妻 木 町	１０（５）	駄 知 町	１６（６）	合　　計	８１（33）

※（　）内数は粗大ごみシール取扱店舗数
※指定ごみ袋取扱店：鶴里町、曽木町は支所各１ヶ所含む。

（３）一般廃棄物収集運搬許可業者

１．一般廃棄物収集運搬許可業者

業　者　名	住　　所	電話番号	収集区域
(株)橋本	509-0203　可児市下恵土１丁目 39 番地	0574-63-1111	市内全域
(株)愛幸商店	509-5122　土岐市土岐津町土岐口 1951-28	0572-55-5072	市内全域
(有)ダイセン	509-5122　土岐市土岐津町土岐口 1983	0572-55-7181	市内全域
衛藤産業(株)	509-5142　土岐市泉町久尻 47-17	0572-44-8150	市内全域

２.一般廃棄物収集運搬許可業者収集運搬車両

業　者　名	収　集　運　搬　車　両					保有台数
(株)橋本	6.4t　1台	5.2t　1台	4.65t 1台	4.6t 2台	4.4t　1台	27台
	4.1t　1台	4.0t　2台	3.95t 1台	3.9t 1台	3.65t 2台	
	3.6t　2台	3.45t 1台	2.95t 6台	2.9t 2台	2.65t 1台	
	1.65t 1台	350 kg 1台				
(株)愛幸商店	2.1t　1台	2.0t　3台	1.7t　1台	950 kg 1台		６台
(有)ダイセン	3.0t　3台	2.1t　1台	2.0t　2台	1.8t 1台	750 kg 1台	８台
衛藤産業(株)	2.9t　1台	2.45t 1台	1.85t 1台			３台

（４）一般廃棄物処分業許可業者　（木くずに限る）

業　　者　　名	住　　所
ウッドフューエル土岐(株)	509-5115　土岐市肥田町肥田 2247-17
（株）マルエス産業	509-5402　土岐市曽木町 3103

（５）家電リサイクル対象機器指定引取場所（市内）

引　　取　　先	住　　所
西濃運輸(株)岐阜東濃支店	509-5202　土岐市下石町西山 304-912

（６）家電リサイクル法に伴う再生利用個別指定許可業者（指定引取場所への運搬）

業　　者　　名	住　　所
(株)橋本	509-0203　可児市下恵土１丁目 39 番地
(株)愛幸商店	509-5122　土岐市土岐津町土岐口 1951-28
衛藤産業(株)	509-5142　土岐市泉町久尻 47-17
(有)ダイセン	509-5122　土岐市土岐津町土岐口 1983
(有)笠原環境クリーン	509-5301　土岐市妻木町 933-2
アースクリーン	507-0901　多治見市笠原町 913-10
(有)中部環境	509-6101　瑞浪市土岐町 1187-1
ケイナンクリーン(株)	509-7402　恵那市岩村町富田 2535-1
東清(株)	508-0011　中津川市駒場 2290-3
小森産業(株)	505-0043　美濃加茂市深田町 1-4-16
(株)中濃クリーンコンサルタント	501-3958　関市戸田 16-1
(有)酒井	509-7201　恵那市大井町 1134-21

（７）住民に対する広報啓発活動

毎年度ごとに収集カレンダーを発行し、必要に応じて広報紙等による啓発を行う。

（８）土岐市廃棄物減量等推進審議会

適正処理及び減量化等の推進並びに一般廃棄物処理行政のあり方について審議する。

１.組　織　　委員１５人以内をもって組織する。
２.構　成　　自治会代表者、産業及び商業団体の代表者、社会教育団体の代表者、その他市長が必要と認める者。
３.任　期　　委員の任期は１年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

２　し尿処理計画

《１》計画策定諸元

（１）処理必要量

①し尿	２，６００kl／年
②浄化槽汚泥	８，４００kl／年
③ディスポーザー汚泥	０kl／年
合　　計	１１，０００kl／年

（２）浄化槽清掃業者別処理基数

業　者　名	処　理　基　数
(有)笠原環境クリーン	１，９００基
大昭工業（株）	８５０基
(有)中部環境	１，０８０基

（３）生活排水処理人口

公共下水道人口	４０，７４０人
浄化槽人口	６，５００人
非水洗化人口	８，４３０人
合　　計	５５，６７０人

《２》処理主体

（１）区分別処理主体

市は、一般廃棄物（し尿等）の適切な処理を確保するため、必要な収集運搬機材及び処理処分施設の整備を図るほか、浄化槽汚泥等の収集運搬にあたっては廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可を行うものとし、この実施にあたっては下記のとおりの区分によるものとする。

収集運搬及び処理処分の区分

①し尿	市の直営事業による収集運搬及び処理処分とする。
②浄化槽汚泥	市が許可した浄化槽清掃業者による収集運搬とし、処理処分は市の直営事業とする。
③ディスポーザー汚泥	

《３》収集運搬計画

（１）収集運搬量

１　市直営収集量	２，６００kl／年
①　し尿	２，６００kl／年
２　浄化槽清掃業者（許可業者）収集量	８，４００kl／年

② 浄化槽汚泥（有）笠原環境クリーン	３，２５０kl／年
大昭工業（株）	２，２００kl／年
（有）中部環境	２，９５０kl／年
③ ディスポーザー汚泥	０kl／年
合　　計	１１，０００kl／年

（２）収集依頼方法

①し尿	事前申込制とし、申込書に住所・氏名・電話番号を記入し、市が各地域に設置した申込箱（76 ヶ所）に投函するものとする。
②浄化槽汚泥	設置者自らにおいて、市が許可した浄化槽清掃業者に直接収集申込みするものとする。
③ディスポーザー汚泥	

（３）収集回数

①し尿	原則として毎月１日・１６日に収集申込書を回収整理し、計画収集するものとする。ただし、収集日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）に規定する休日の場合は、収集業務は行わないものとする。
②浄化槽汚泥	設置者からの収集申込みにより、必要に応じて浄化槽清掃業者が収集するものとする。
③ディスポーザー汚泥	

（４）収集運搬方法

①し尿	所定の方法により収集申込みのあったものについて、市の運搬機材を用いて収集し、市の施設へ運搬するものとする。
②浄化槽汚泥	設置者から収集申込みのあったものについて、浄化槽清掃業者が自らの運搬機材を用いて収集し、市の施設へ運搬するものとする。
③ディスポーザー汚泥	

（５）収集運搬車両

１.市直営収集運搬車両

バキュームカー	４台　（3ｔ車両３台、２ｔ車両１台）

２.浄化槽清掃業者収集運搬車両

業　者　名	収　集　運　搬　車　両	保有台数
(有)笠原環境クリーン	7.1ｔ車１台、3.7ｔ車２台、3.0ｔ車２台、1.62ｔ車１台	６台

大昭工業（株）	10.3ｔ車１台、10.0ｔ車２台、7.0ｔ車１台、3.7ｔ車２台、2.7ｔ車２台、1.85ｔ車１台	９台
(有)中部環境	10.0ｔ車１台、9.2t 車 1 台、5.0ｔ車１台、3.7ｔ車１台、3.4ｔ車２台、3.3ｔ車 1 台、3.0ｔ車９台、2.7ｔ車２台、1.62ｔ車１台	１９台

《４》処理処分計画

（１）処理処分方法

①し尿	収集運搬された全量を市の施設で処理するものとする。
②浄化槽汚泥	収集運搬された全量を市の施設で処理するものとする。
③ディスポーザー汚泥	
④上記①～③の焼却残渣物	処理過程において発生する焼却残渣物は、全量を市の施設（土岐市環境センター管理型埋立処分場）で処分するものとする。

（２）処理処分計画

１.処理施設の概要

施　設　名　称	土岐市衛生センター
所　　在　　地	土岐市泉町久尻１５３２－１－１
処　理　方　式	膜分離高負荷脱窒素処理方式＋高度処理
処　理　能　力	６４kl／日（し尿 30kl／日＋浄化槽汚泥 34kl／日）

２.処理量

直営収集分（し尿）	２，６００kl／年
浄化槽清掃業者搬入分（浄化槽汚泥等）	８，４００kl／年
合　　計	１１，０００kl／年

３.焼却残渣物の発生量及び処理方法

発生量	４０ｔ／年
処分方法	全量埋め立て処分
収集運搬車両	軽トラック（軽ダンプ）１台

《５》その他必要事項

（１）処理手数料

し尿の収集、運搬及び処分手数料は、１８リットルまでごとに２００円とし、支払方法はし尿処理券方式とする。

（２）し尿収集申込箱設置数

地　　区	設置数	地　　区	設置数	地　　区	設置数
土岐津町	８	鶴 里 町	３	肥 田 町	８
下 石 町	２０	曽 木 町	２	泉　　町	９
妻 木 町	１４	駄 知 町	１２	合　　計	７６

（３）し尿処理券売りさばき店

地　　区	設置数	地　　区	設置数	地　　区	設置数
土岐津町	２	鶴 里 町	０	肥 田 町	４
下 石 町	４	曽 木 町	１	泉　　町	５
妻 木 町	７	駄 知 町	６	合　　計	２９

（４）浄化槽清掃業者及び許可区域

業　　者　　名	所　在　地	電話番号	収集運搬許可区域
(有)笠原環境クリーン	土岐市妻木町 933-2	(0572) 57-6395	下石町・妻木町 鶴里町・曽木町
大昭工業（株）	名古屋市西区清里町 18	(052) 503-5311	土岐津町 泉町(定林寺・河合地区) 肥田町(旭ヶ丘地区除く)
(有)中部環境	瑞浪市土岐町 1187-1	(0572) 67-0385	駄知町 肥田町(旭ヶ丘地区) 泉町(定林寺・河合地区除く)

（５）土岐市環境センター及び土岐市衛生センター環境保全委員会

市の一般廃棄物処理施設に関し、周辺地域の生活環境・自然環境の保全並びに公害防止を図るため設置する。

１.組　織　　委員９名をもって組織する。
２.構　成　　委員の構成は、地元関係者７名、学識経験者２名とする。
３.任　期　　委員の任期は１年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。